

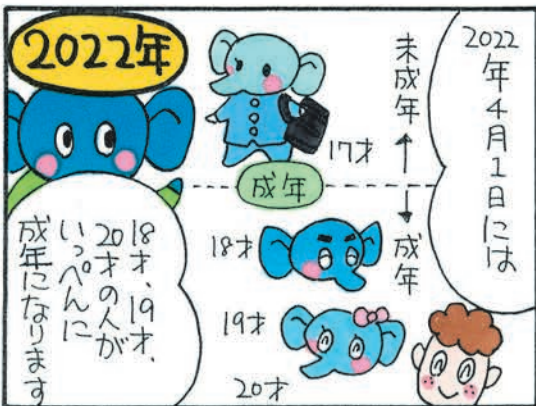
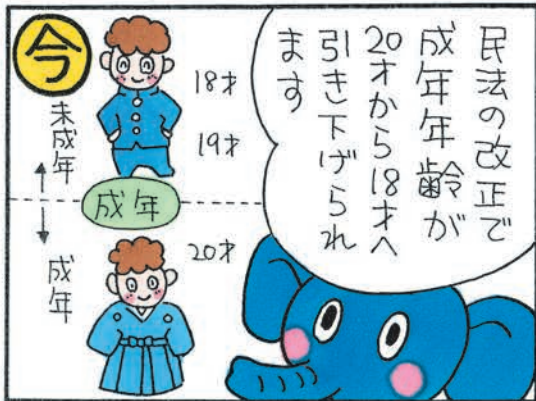


島根県消費者センター  
マスコットキャラクター  
だまされないゾウくん

# 民法改正18歳成年へ



島根県観光キャラクター  
しまねっこ  
島根連呼第5630号



作：柏屋ココ

改正民法が2022年4月1日から施行されます。2004年4月2日以降に生まれた人は誕生日が来ると、たとえ高校生でも成人となります。



- ・未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則として、契約を取り消すことができます。(未成年者取消権)

- ・成年年齢が18歳に引き下げられると、18歳、19歳の若者は、親の同意なく一人で契約をすることができるようになる一方で、未成年者取消権を行使することができなくなるため、悪質商法などによる消費者被害の拡大が懸念されます。
- ・被害にあわないための正しい知識と判断力を身につけることが大切です。



消費生活に関するご相談は 泣き寝入りはいや

## 消費者ホットライン

局番なしの

# 188

お近くの消費生活センター等につながります。

メール相談受付中

メールによる消費生活相談を受け付けています。  
詳細は島根県消費者センターホームページをご覧ください。

島根県消費者センター

検索

消費生活に関する情報も発信しています!

ホームページ QRコード



ご相談・お問い合わせは

島根県消費者センター

〒690-0887 松江市殿町 8-3  
市町村振興センター 5 階

TEL 0852-32-5916 FAX 0852-32-5918

石見地区相談室

〒698-0007 益田市昭和町 13-1  
県益田合同庁舎 2 階

TEL & FAX 0856-23-3657